

築地まちづくり庁内検討会設置要綱

(目的)

第1条 「築地まちづくりの大きな視点」(平成30年5月)を踏まえ、東京都において「築地まちづくり方針(仮称)」(以下「まちづくり方針」という。)を策定するため、築地まちづくり庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

- (1) 庁内における必要な検討・調整
- (2) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある会長、副会長、委員及びオブザーバーにより構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は検討会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議は非公開とする。
- 4 会議の次第及び議事概要は、会議の終了後に公開し、会議資料及び議事録は、まちづくり方針の策定・公表後に公開する。ただし、会長が必要と認める場合には、公開しないことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会を円滑に運営するために、検討会の下にワーキンググループを設けることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）6月12日に施行し、まちづくり方針の公表日にその効力を失う。

別表

構成		
会長	都市整備局	都市整備局長
副会長	都市整備局	都市整備局技監
	建設局	建設局道路監
委員	政策企画局	政策担当部長
	財務局	主計部長
		財産運用部長
	都市整備局	都市づくり政策部長
		都市基盤部長
		交通政策担当部長
	建設局	道路建設部長
		公園緑地部長
		河川部長
	港湾局	企画担当部長
オブザーバー	中央区	都市整備部長
	港区	街づくり支援部長
事務局		
都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		